新規航路開設等支援事業補助金のご案内

1. 対象者

外航船社またはその日本代理店

2. 補助事業（要件）

（1）新規国際基幹航路開設支援事業

新たに神戸港に定期寄港する**国際基幹航路［北米、欧州、中南米、アフリカ、豪州］**

（2）新規航路開設支援事業

新たに神戸港に定期寄港する**中国（香港を含む）、台湾航路**

（その後、航路延伸により東南アジア等航路になった場合も変更承認のうえ継続対象とする）

≪アライアンス再編・事業者統廃合を含む航路改編の場合≫

1週あたりの寄港数が増加、かつ1週あたりの船腹量合計が増加していること

【注意点】

- **開設前2年以内に同種航路の神戸港への寄港停止、航路の廃止等をしていないこと**
- **2027/3/31現在、対象航路の神戸港への定期寄港が継続していること**

（※定期寄港が継続していない場合、寄港実績に関わらず補助金をお支払いすることはできません）

3. 補助金の額

（1）新規国際基幹航路開設支援事業	（2）新規航路開設支援事業
1寄港あたり 200万円以内	1寄港あたり 12万円以内

（※予算の範囲内）

≪航路改編の場合の単価≫　神戸港への1週間あたりの寄港数の増加割合に応じて決定

4. 補助対象期間

最初の神戸港入港日から1年間（当該年度の対象期間は **2027/3/31まで**）

※交付決定前に新たに開設した航路は対象外（7/31までに交付決定した場合は4/1から対象）

5. 手続き・提出するもの

① **交付申請**［最終 2027/3/1まで　※4/1以降を補助対象とする場合は6/30まで］

・ 様式 ： 補助金交付申請書（様式第1号）

② **交付決定**　神戸市から交付決定通知を送付

③ **（交付申請内容から変更が生じるとき）変更承認申請**［最終 2027/3/1まで］

例：航路サービス名、週当たりの便数、寄港地（ループ）、**寄港数実績の減少（概ね4割以上）・増加**など

※ **寄港数実績の増加により、交付決定額から増額となる場合、あらかじめ変更承認申請を行わなければ、補助金を増額することはできません**

・ 様式 ： 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）

④ **実績報告**［**2027/3/31まで**］

・ 様式 ： 補助事業実績報告書（様式第8号）

⑤ **交付額の確定**［4月上旬ごろ］

・ 神戸市から交付額確定通知を送付（交付決定額と同額の場合は省略）

⑥ **補助金のお支払い**［4～5月ごろ］